

1 策定の経過と計画の位置づけ

家庭で生活できない児童（要保護児童）の支援体制については、これまで「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」（現行方針・計画期間：H27～R11）に基づき取組を推進してきました。

現行方針策定後の児童福祉法改正及び国の有識者会議による「新しい社会的養育ビジョン」を受け、平成 30 年度に国から各自治体に対し、家庭養育のさらなる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化、児童相談所の機能強化等を推進するため、社会的養育推進計画を策定する旨の通知が発出されました。

本市においても、現行方針策定以降の人口推計等の変化を踏まえ、社会的養育の需要量・供給量を見直すとともに家庭養育の推進に向けた取組等を進めていくため、令和元年度末までに（仮称）川崎市社会的養育推進計画を策定します。

計画の概要

○計画の位置づけ

国の通知に基づく本市の社会的養育に関する施策の行政計画
（川崎市子ども・若者の未来応援プランの次期改定時に統合する方向で検討）

○計画の期間

第 1 期 R2 (2020) ～R3 (2021)、**第 2 期** R4 (2022) ～R7 (2025)、**第 3 期** R8 (2026) ～R11 (2029)

○計画の進捗管理

「川崎市子ども・子育て会議」において、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」と併せて実施

計画の考え方

I 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取組むとともに、やむを得ず一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

II 代替養育を必要とする児童への支援の充実

児童福祉法では児童をできる限り家庭環境で養育するよう定めている一方、専門的支援が必要な児童については児童養護施設・乳児院等で養育を受けることが必要であり、本市においては里親と施設の両輪で代替養育を必要とする児童の養育環境を整えていきます。里親家庭・施設それぞれにおいて児童が心身ともに健やかに養育され円滑に自立していけるよう関係機関の連携強化や養育支援の充実を目指します。

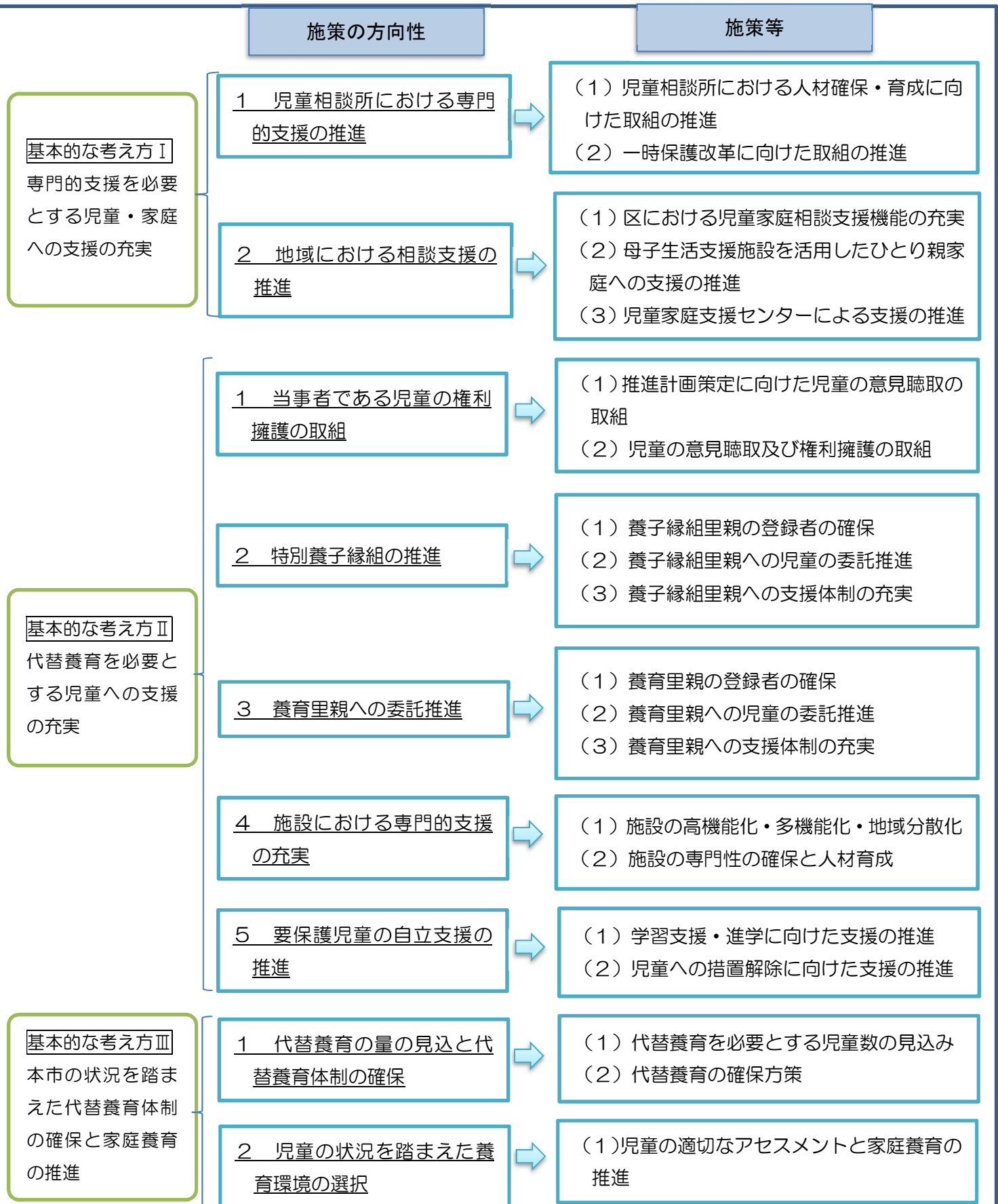
III 本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数は、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。

そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保します。

また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、家庭環境での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

2 計画の構成



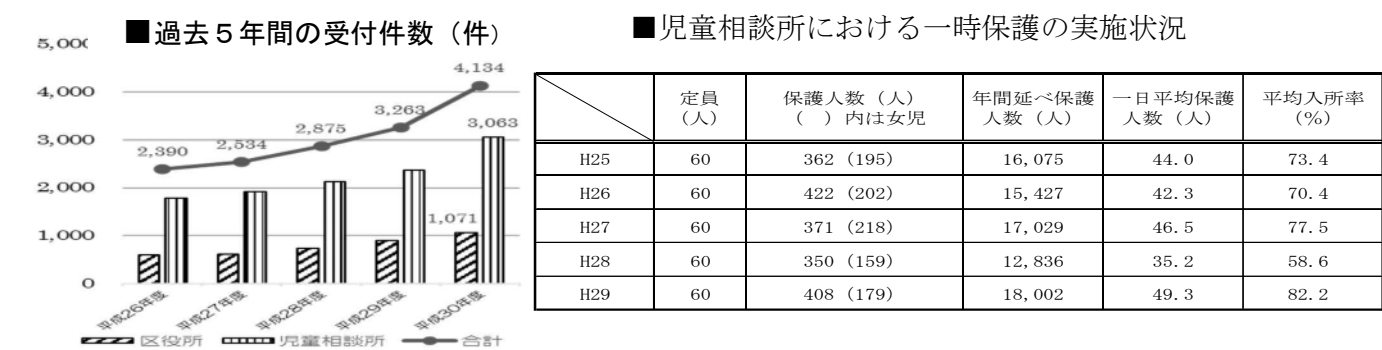
3 計画の主な内容

I 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

1 児童相談所における専門的支援の推進

現状・課題等

- ・児童相談所における相談・通告件数は平成26～30年の5年間で約1.7倍に増えていますが、関係機関との連携強化が進み、地域の関心が高まるなど今後もさらなる増加が見込まれます。国においては児童福祉司・児童心理司の増員について示しており、要保護児童等へのより適切な支援に向け児童家庭相談体制の整備を図ることが必要です。
- ・児童虐待相談・通告件数の増加に伴う一時保護児童数の増加を踏まえ、一時保護所の受入れ体制の確保や一時保護を受ける児童の生活環境の改善、一時保護期間の短期化等、児童の権利に十分に配慮しながら一層の改善を図っていく必要があります。



主な施策の概要

○児童相談所の体制強化に向けた取組の推進

- ・国の示す配置基準等を踏まえながら、必要となる児童福祉司、児童心理司等の配置を着実にを行います。
- ・児童福祉司任用後研修をはじめとした各種研修や「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づき、社会福祉職・心理職・保健師等の人材育成を着実に推進します。

○児童一時保護改革に向けた取組の推進

- ・一時保護所の機能のあり方や運営体制等について検討を行います。
- ・外部委員による第三者評価を受審し、受審結果を一時保護所の運営の改善等に活用していきます。
- ・一時保護中に制限される権利等について児童の年齢等に応じ適切な説明を行うなど一時保護中の子どもの権利擁護を図るとともに、できる限り保護期間を短縮することができるよう関係機関と適切に連携しながら円滑な対応に努めます。

2 地域における相談支援の推進

現状・課題等

- ・区役所への児童虐待相談・通告件数は平成26～30年の5年間で約1.8倍に増えており、児童虐待等の未然防止に向け、区における児童家庭相談支援機能を充実し、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し必要な相談支援に繋げていくことが必要です。

主な施策の概要

○区における児童家庭相談支援機能の充実

- ・国は「子ども家庭総合支援拠点」を令和4（2022）年度までに各市町村に設置することとしており、本市においても地域における児童家庭相談支援機能の充実に向けた検討を進めます。

II 代替養育を必要とする児童への支援の充実

1 当事者である児童の権利擁護の取組

現状・課題等

- ・各児童の支援に当たっては、児童の権利擁護の観点から、当事者である児童本人の意向を踏まえながら支援を行う必要があります。本市では児童や保護者の意向を確認の上、養育環境の選択を行っています。
- ・児童がこれまでと異なる環境で養育を受けることに配慮し、引き続き児童の権利擁護に向けた取組を推進する必要があります。

主な施策の概要

○子どもの権利ノートを活用した権利擁護の推進

- ・新たに代替養育を受ける全ての児童に守られるべき権利の内容や困ったことがあった場合などに相談できる連絡先等を記載した「子どもの権利ノート」を配布し、権利擁護のために活用を図ります。

2 特別養子縁組の推進

現状・課題等

- ・本市の措置児童の中には発達・心理・医療面での課題を抱えている方も含まれるため、養子縁組里親が家庭内で悩みや不安を抱え込まず養育を行えるよう相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ・特に特別養子縁組については、乳幼児期の特別養子縁組成立後、児童の成長とともに養育が困難となることも懸念され、登録の際の研修等の段階から委託後を見据え委託後の支援に繋げていくための継続的な相談支援体制が必要です。

主な施策の概要

○養子縁組里親への支援体制の充実

- ・養子縁組里親に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の実施に向けた取組を推進し、養子縁組里親への支援体制の充実を図ります。

3 養育里親への委託推進

現状・課題等

- ・養育里親への児童の委託を推進していくためには、養育里親の一層の確保が必要です。養育里親の認知度は本市の就学前児童の保護者で約4割であり認知度向上が必要です。
- ・本市の措置児童の中には発達・心理・医療面での課題を抱えている方も含まれ、養育里親への委託が進むとともに、課題を抱える児童がより多く養育里親へ措置されることも想定され、養育里親が家庭内での悩みや不安を抱え込まず関係機関がチームで養育を行えるよう相談支援体制の充実を図る必要があります。

主な施策の概要

○養育里親への支援体制の充実

- ・里親に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の充実を図ります。
- ・乳児院・児童養護施設等と緊密に連携を図りながら養育里親と児童の交流や委託後の支援を協働で実施し、児童が養育里親の家庭に安心して移ることができるようきめ細やかな支援を行います。

4 施設における専門的支援の充実

現状・課題等

- 本市の施設は入所児童への支援以外にも、併設する児童家庭支援センターと連携した地域の児童・家庭への相談支援や里親支援、地域の関係団体への活動支援等、地域福祉における重要な拠点としての役割も担っており、今後の施設入所児童の状況を踏まえながら、多様な役割を円滑に果たせるよう環境整備を図る必要があります。
- 保育士をはじめとする職員はその専門性から多方面でニーズが高まっており、施設の専門性の維持向上に向けて職員の確保や人材育成、定着支援に向けた取組を進める必要があります。

主な施策の概要

○施設の高機能化・多機能化・地域分散化の推進

- 施設への入所ニーズを十分に踏まえながら、施設におけるショートステイや一時保護委託対応、保護者支援等、地域支援機能の充実にに向けた検討を進めます。
- 里親支援機能の充実に向け、里親と施設職員の交流機会の創出や各施設の里親支援専門相談員との連携強化、活動支援等、施設の専門性を里親支援に活用するための取組を推進します。
- 地域小規模児童養護施設の設置を推進し、家庭的な環境での児童の支援ニーズへの対応を図ります。

○施設職員の確保・育成支援の取組の推進

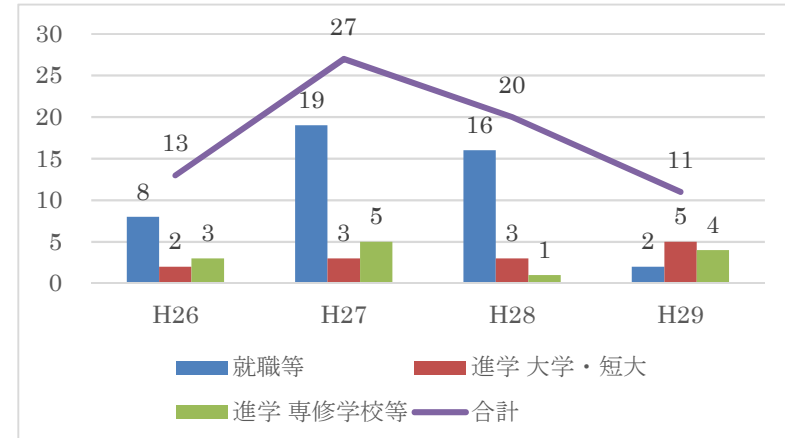
- 職員の確保や定着を支援するため、国の動向を注視しながら保育士等の処遇改善に向けた取組を検討します。
- 各施設において職員が継続的に働き、その専門性の向上を図ることができるよう、施設・職員間の連携強化や職員の専門性の向上を支援する取組を推進します。

5 要保護児童の自立支援の推進

現状・課題等

- 本市の代替養育を受ける児童の大学等への進学率は過去4年間で約4割と、全国の全高卒者の大学等への進学率の約7割と比較すると就職を選択する児童が多い傾向にあり、意欲のある児童が希望する進路を安心して選択できるよう支援を進めていく必要があります。
- 里親家庭や施設に措置された児童は原則として18歳までに措置解除され地域で生活することが求められ、児童の円滑な自立に向けて措置中から進路選択に向けた情報提供や就労・進学に向けたきめ細かい相談支援を行うことが重要です。
- 措置解除とともに生活環境が大きく変わることとなり、措置解除後も相談支援を受けることができる体制の確保が必要です。

■本市の代替養育を受ける高等学校卒業後の進学・就職



○子ども・若者応援基金を活用した学習・進学支援等の推進

- 平成 30 年度から開始した本市独自の学習支援事業及び給付型奨学金の活用により、学習・進学支援を推進します。

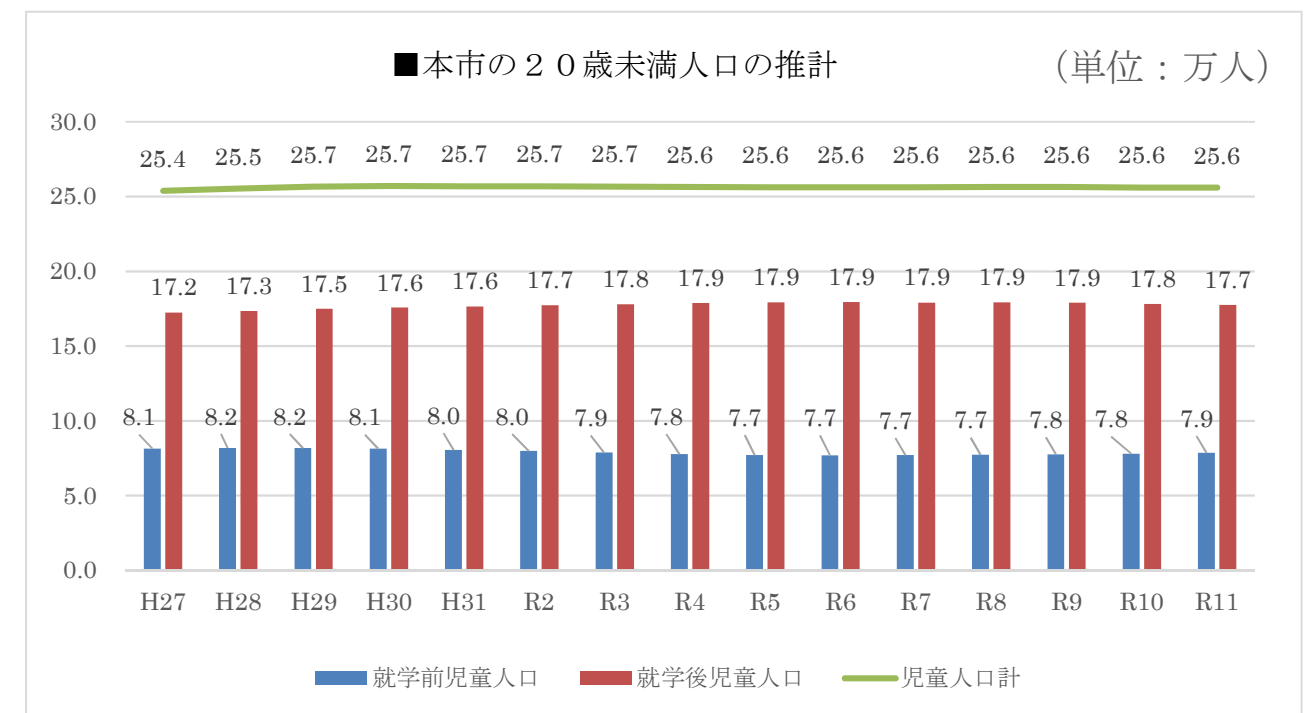
○社会的養護自立支援事業を活用した自立支援の推進

- 代替養育を受ける高校生等に対し、就労・進学等に関する講座の開催や企業開拓、就労支援等、一人ひとりの状況に応じた自立支援を実施します。
- 措置解除後も安心して生活を送ることができるよう、状況の確認や生活相談、就労相談等を実施します。
- 措置解除後も里親家庭や施設で生活する場合に必要な居住費及び生活費の支援を実施します。

III 本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

現状・課題等

- 現行方針では要保護児童数は減少傾向と推計していますが、最新の人口推計では20歳未満人口は令和11年まで概ね横ばい傾向であり、児童相談所への相談件数や虐待相談通告件数等の指標等も踏まえて代替養育の需要量を見直すとともに、全ての要保護児童を確実に受け入れることができるよう代替養育体制を確保する必要があります。
- 家庭養育の一層の推進に向けた養育里親の確保と専門的支援を必要とする児童を確実に受け入れられる施設定員枠の確保が必要となります。
- 施設定員の2割程度を県・横浜の提供を受けている状況があり、他都市との調整により必要な定員数を確保する必要があります。



代替養育の量の見込み

■代替養育を必要とする児童数の推計

年度			第1期		第2期				第3期			
	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
児童人口	257,049	256,841	256,900	256,672	256,414	256,127	256,155	256,190	256,484	256,452	256,026	255,914
児童人口に対する措置率	0.161%	0.164%	0.167%	0.170%	0.173%	0.177%	0.181%	0.185%	0.189%	0.193%	0.197%	0.201%
措置率の対前年増加率	102.0%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%	102.3%
縁組成立控除前措置児童数	413	421	429	436	444	453	464	474	485	495	504	514
措置児童数	410	418	422	425	428	432	438	443	448	452	455	459

■代替養育を必要とする児童数の推計（年齢別）

年度			第1期		第2期				第3期			
	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
3歳未満	49	50	50	51	51	51	52	53	53	54	54	55
(里親等委託率対象児童数)	48	50	50	51	51	51	52	53	53	54	54	55
3歳以上幼児	60	61	62	62	62	63	64	65	65	66	66	67
(里親等委託率対象児童数)	57	55	56	56	56	57	58	59	59	60	60	61
学齢期以上	301	307	310	312	313	317	321	324	328	331	334	337
(里親等委託率対象児童数)	259	255	258	254	255	259	263	266	270	273	276	279
合計	410	418	422	425	427	432	437	442	447	451	455	459
(里親等委託率対象児童数)	364	360	364	361	362	367	373	378	382	387	390	395

※里親等委託率対象児童数とは、国の示す里親等委託率の対象となる児童数であり、措置児童数全体から算定対象外となる児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）入所児童数を控除した人数をいいます。

■里親等への委託可能性がある児童数の推計

年度			第1期		第2期				第3期			
	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
3歳未満	21	23	25	28	32	34	39	40	40	41	41	41
3歳以上幼児	28	28	28	31	34	34	38	41	44	45	45	46
学齢期以上	114	115	116	114	115	117	118	120	124	131	135	140
計	163	166	169	173	181	185	195	201	208	217	221	227

※代替養育の需要量・確保方策は算定作業中であり、今後変更の可能性あります。

代替養育の確保方策の方向性

- 全ての要保護児童を確実に受け入れることができるよう、本市の社会的養育の体制については家庭養育を担う里親と専門的支援を担う施設との両輪で対応していきます。
- 里親等への委託可能性がある児童が可能な限り家庭環境で養育が受けられるよう、必要な里親登録数の確保を目指し取組を推進します。
- 施設については、発達に課題を抱える児童や心理面でのケアが必要な児童が増加した場合にも確実な対応を図ることができるよう、必要な定員数を確保します。
- 代替養育環境の選択に当たっては、家庭養育を基本としながら、児童に対する医療的・心理的ケアの必要性や障害・発達の状況等について十分なアセスメントを行った上で、児童本人や保護者、代替養育を担う里親等の意向を十分に尊重しながら、児童が最適な環境での養育を受けられるようマッチングを行います。

■代替養育（施設等）の確保方策の見込み

年度			第1期		第2期				第3期			
	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
児童養護施設(本体)	162	162	162	160	160	154	154	154	154	154	154	154
地域小規模児童養護施設	36	30	36	42	42	48	48	48	54	54	54	54
乳児院	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
広域入所(県施設等)	73	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15
供給量(児童養護施設・乳児院)	316	302	303	302	297	292	287	282	283	278	273	268
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
自立援助ホーム	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12
広域入所(県施設等)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
供給量(専門的施設)	58	58	58	64	64	64	64	64	64	64	64	64
供給量(施設合計)	374	360	361	366	361	356	351	346	347	342	337	332

■代替養育（里親等）の確保方策の見込み

年度			第1期		第2期				第3期			
	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
養育里親	107	113	119	125	133	141	149	157	166	175	184	193
専門里親(養育里親の内数)	(9)	(9)	(10)	(10)	(11)	(11)	(12)	(12)	(13)	(13)	(14)	(14)
縁組里親	42	46	50	54	58	62	66	70	74	78	82	86
親族里親	7	9	11	13	16	19	22	25	29	33	37	41
ファミリーホーム(定員数)	17	17	17	17	17	17	17	23	23	23	23	29
供給量(里親等計)	173	185	197	209	224	239	254	275	292	309	326	349